

第3章

地方自治法改正

地方自治法改正

| |
|--|
| 地方自治法の一部を改正する法律（平成12年5月31日法律第89号） 357 (地方議会の意見書を国会にも提出できるよう制度化、地方公共団体は条例により、議会会派または議員に対し政務調査費を交付、地方議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止) |
| 改正の対象となる法令 ・地方自治法（昭和22年法律第67号） |

| |
|--|
| 地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年3月30日法律第4号） 358 (直接請求に必要な署名数の要件の緩和、議員派遣の根拠及び手続を明確化、議会における選挙で点字投票の導入、住民監査請求で監査委員による暫定的な停止の勧告制度を創設、中核市の指定要件の緩和等) |
| 改正の対象となる法令 ・地方自治法（昭和22年法律第67号） ・化製場等に関する法律（昭和23年7月12日法律第140号） ・クリーニング業法（昭和25年5月27日法律第207号） ・地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号） ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号） ・河川法（昭和39年7月10日法律第167号） ・市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号） ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年7月27日法律第61号） |

| |
|--|
| 地方自治法の一部を改正する法律（平成15年6月13日法律第81号） 367 (都道府県の局部数の法定制等を廃止、公の施設の管理の委託に関する制度見直し) |
| 改正の対象となる法令 ・地方自治法（昭和22年法律第67号） ・土地収用法（昭和26年6月9日法律第219号） ・国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和62年10月17日法律第106号） |

| |
|---|
| 地方自治法の一部を改正する法律（平成16年5月26日法律第57号） 369 (都道府県合併の手続の整備、地域自治区の制度の創設、条例による事務処理特例の制度の拡充、収入役の制度及び議会の定例会の制度の見直し等) |
| 改正の対象となる法令 ・地方自治法（昭和22年法律第67号） ・漁業法（昭和24年12月15日法律第267号） ・公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） ・地方税法（昭和25年7月31日法律第226号） ・農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号） ・国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年4月24日法律第82号） ・大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和39年6月18日法律第106号） |

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年6月7日法律第53号） 373

（市町村に副市町村長設置、議長に臨時議会の招集請求権付与、出納長及び収入役を廃止し一般職の会計管理者設置、中核市の指定に係る面積要件の廃止等）

改正の対象となる法令

- ・砂防法（明治30年3月30日法律第29号）
- ・国税犯則取締法（明治33年3月17日法律第67号）
- ・水害予防組合法（明治41年4月13日法律第50号）
- ・陸上交通事業調整法（昭和13年4月2日法律第71号）
- ・物価統制令（昭和21年3月3日勅令第118号）
- ・統計法（昭和22年3月26日法律第18号）
- ・財政法（昭和22年3月31日法律第34号）
- ・会計法（昭和22年3月31日法律第35号）
- ・地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）
- ・会計検査院法（昭和22年4月19日法律第73号）
- ・災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
- ・児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）
- ・食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）
- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）
- ・地方財政法（昭和23年7月7日法律第109号）
- ・市町村立学校職員給与負担法（昭和23年7月10日法律第135号）
- ・興行場法（昭和23年7月12日法律第137号）
- ・旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）
- ・公衆浴場法（昭和23年7月12日法律第139号）
- ・化製場等に関する法律（昭和23年7月12日法律第140号）
- ・検察審査会法（昭和23年7月12日法律第147号）
- ・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- ・土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）
- ・漁業法（昭和24年12月15日法律第267号）
- ・身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）
- ・学校施設の確保に関する政令（昭和24年2月1日政令第34号）
- ・生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）
- ・予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年5月11日法律第172号）
- ・建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・クリーニング業法（昭和25年5月27日法律第207号）
- ・家畜改良増殖法（昭和25年5月27日法律第209号）
- ・地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）
- ・港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）

- ・ 地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）
- ・ 行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）
- ・ 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）
- ・ 土地収用法（昭和26年6月9日法律第219号）
- ・ 公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和27年4月28日法律第117号）
- ・ 主要農作物種子法（昭和27年5月1日法律第131号）
- ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年5月15日法律第140号）
- ・ 地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）
- ・ 警察法（昭和29年6月8日法律第162号）
- ・ 物品管理法（昭和31年5月22日法律第113号）
- ・ 国の債権の管理等に関する法律（昭和31年5月22日法律第114号）
- ・ 公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年5月20日法律第117号）
- ・ 地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）
- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月1日法律第116号）
- ・ 国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）
- ・ 知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）
- ・ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年11月6日法律第188号）
- ・ 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
- ・ 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和39年6月18日法律第106号）
- ・ 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）
- ・ 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）
- ・ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年6月15日法律第66号）
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）
- ・ 中央省庁等改革関係法施行法（平成11年12月22日法律第160号）
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）
- ・ 構造改革特別区域法（平成14年12月18日法律第189号）
- ・ 地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）
- ・ 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）
- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年6月18日法律第69号） 384
 （地方議会に議案審査・議会運営の協議・調整の場を設置、地方議員の報酬の支給方法等）

改正の対象となる法令

- ・ 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）
- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）
- ・ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年9月8日法律第153号）

- ・市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）
- ・昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和42年7月31日法律第105号）
- ・市町村の合併の特例に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）

注) 改題された法令名は改正当時の名称を記載した

地方自治法の一部を改正する法律

法律第八十九号（平一二・五・三一）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十九条中「意見書を」の下に「国会又は」を加える。

第百条第十一項の次に次の二項を加える。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第百九条第一項中「、都にあつては十二以内、道及び人口二百五十万以上の府県並びに人口百万以上の市にあつては八以内、人口百万以上二百五十万未満の府県及び人口三十万以上百万未満の市にあつては六以内、人口百万未満の府県及び人口三十万未満の市並びに町村にあつては四以内の」を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百条第十一項の次に二項を加える改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

地方自治法等の一部を改正する法律

法律第四号（平一四・三・三〇）

（地方自治法の一部改正）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第三項の次に次の一項を加える。

議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第七十五条第五項中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に、「第七十四条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第七十六条第一項中「三分の一」の下に「（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条第四項中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改め、「三分の一の数」の下に「（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「第七十四条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第八十条第一項中「三分の一」の下に「（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条第四項中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改め、「三分の一の数」の下に「（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「第七十四条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第八十一条第一項中「三分の一」の下に「（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条第二項中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改め、「三分の一の数」の下に「（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「第七十四条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第八十六条第一項中「三分の一」の下に「（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「以て」を「もつて」に改め、同条第四項中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改め、「三分の一の数」の下に「（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）」を加え、「第七十四条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第百条第十一項の次に次の一項を加える。

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

第百十八条第一項中「第四項」の下に「、第四十七条」を加える。

第百九十九条第八項中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴く」に改める。

第百九十九条の三第二項中「庶務」の下に「及び第二百四十二条の三第五項に規定する訴訟に関する事務」を加える。

第二百四十二条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第三項の規定による勧告並びに第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「行なうにあつては」を「行うに当たつては」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。

第二百四十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「行ない」を「行い」に改め、「同項の規定による」及び「(以下本条において「請求人」という。)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

第二百四十二条の二第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「行なわない」を「行わない」に、「次の各号に」を「次に」に改め、ただし書を削り、第四号を次のように改める。

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合に於ては、当該賠償の命令をすることを求める請求

第二百四十二条の二第八項を削り、同条第七項中「第一項第四号」を「第一項」に、「普通地方公共団体」を「当該普通地方公共団体」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「前四項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項の次に次の五項を加える。

6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。

7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

8 前項の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効の中断に関しては、民法第四百七条第一号の請求とみなす。

9 第七項の訴訟告知は、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押若しくは仮処分又は第二百三十一条に規定する納入の通知をしなければ時効中断の効力を生じない。

10 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。

第二百四十二条の二次に次の一条を加える。

（訴訟の提起）

第二百四十二条の三 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

3 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

4 前条第一項第四号本文の規定による訴訟の裁判が同条第七項の訴訟告知を受けた者に対してもその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する。

5 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第二百四十三条の二第三項ただし書を削り、同条中第九項を第十四項とし、第八項を第十三項とし、同条第七項中「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 前項の規定にかかわらず、第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第二百四十三条の二第五項中「第三項本文」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「前項本文」を「第三項」に、「きき」を「聴き」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

6 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

7 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。

第二百五十二条の二十三第二号中「面積」()を「当該市の人口が五十万未満の場合にあつては、面積」()に改める。

第二百五十二条の三十八第一項中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴く」に改める。

第二百五十二条の四十三第五項中「(第一項及び第二項を除く。)及び」を「第四項から第六項まで、第八項及び第九項並びに」に、「第二百四十二条第三項」を「第二百四十二条第四項」に、「行ない」を「行い」に、「同項の規定による」を「請求人に通知する」に、「」と、同条第四項」を「請求人(以下本条において「請求人」という。)に通知する」と、同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「、第三項」を「、第四項」に、「同条第六項中」を「同条第八項中「第三項の規定による勧告並びに第四項」とあるのは「第四項」と、」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同条第七項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 個別外部監査人は、第五項において読み替えて適用する第二百四十二条第六項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。

8 前項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

第二百九十一条の六第二項中「三分の一」の下に「(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」を加え、同条第五項中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改め、「三分の一の数」の下に「(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」を加え、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三百十四条第一項中「第二百四十二条から第二百四十三条まで」を「第二百四十二条、第二百四十二条の二、第二百四十二条の三第一項、第二項、第四項及び第五項、第二百四十三条」に、「及び第九項」を「、第七項から第九項まで及び第十四項」に改める。

別表第一中「別表第一 第一号法定受託事務(第二条第十項関係)」を「別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)」に改め、同表大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)の項、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法

律の特例に関する法律（平成三年法律第八十一号）の項、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の項及び外国人登録法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十四号）の項を削り、同表ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の項の次に次のように加える。

| | |
|--|---|
| 外国人登録法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十四号） | 附則第八条、第九条及び第十条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務 |
| 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号） | 第五十四条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務 |

別表第二中「別表第二 第二号法定受託事務（第二条第十項関係）」を「別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第二条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 次条第十八項又は第四条の二第二十七項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第一項又は第四条の二第一項の代表者を委員として加えることができる。

第四条第一項中「市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者」を「選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条第十項中「及び第七項」を「、第八項から第十項まで、第十三項及び第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第九項中「代表者」の下に「（第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者）」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第八項中「において、」を「の議会が」に、「議会の議決を経た」を「可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の九項を加える。

9 第五項の規定による議会の審議により、合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日（以下この条において「基準日」という。）以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行つた日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

12 前項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び合併請求市町村の長に対し、これを通知しなければならない。

13 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、直ちに、その旨を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

14 第十項又は第十一項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

15 合併請求市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者（第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者）及び合併請求市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

- 16 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、その結果を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 17 第十四項の規定による投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議について合併請求市町村の議会が可決したものとみなす。
- 第四条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。
- 6 合併請求市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 第四条の二第一項中「議会の議員及び長の」を削り、同条第三項中「通知し」を「報告し」に改め、同条第四項中「通知を」を「報告を」に改め、同条第六項中「の協議」の下に「(以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。)」を加え、同条第十四項を同条第三十一項とし、同条第十三項中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に、「又はこの条第一項の選挙権」を「若しくはこの条第一項の選挙権」に、「及びそれぞれその総数」を「の総数」に改め、「五十分の一の数」の下に「又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数」を加え、「第七十四条第五項から第七項まで」を「第七十四条第六項から第八項まで」に、「前条第一項又はこの条第一項の規定」を「前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十二項を同条第二十九項とし、同条第十一項中「代表者」の下に「(第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者)」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第十項中「において、第六項に規定する協議」を「の議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議」に、「議会の議決を経た」を「可決した(前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。)」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第九項中「これ」を「直ちに、その旨」に改め、「ともに、」の下に「これを」を加え、同項を同条第十項とし、同項の次に次の十六項を加える。
- 11 第六項の規定による議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村(以下この条において「合併協議会設置協議否決市町村」という。)の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併協議会設置協議否決市町村の長は、当該請求を行つた日から三日以内に、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該請求を行つた日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 12 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議否決市町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 13 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 14 第十二項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から第十一項後段の規定による報告があつた旨のものであつた場合には、合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 15 合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
- 16 前項の規定による請求があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に対し、これを通知しなければならない。
- 17 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 18 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、第十一項後段の規定による報告をしなかつたすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 19 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者

(第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者)及び選挙管理委員会に通知するとともに、これを公表しなければならない。

20 第十八項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村以外の同一請求関係市町村の長は、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

21 第十四項又は第十九項の規定による通知があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

22 合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者(第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者)及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

23 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、その結果を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

24 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、すべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

25 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、その結果を第一項の代表者(第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者)に通知するとともに、これを公表しなければならない。

26 第二十一項の規定による投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議について合併協議会設置協議否決市町村の議会が可決したものとみなす。

第四条の二第八項中「受けたときは」の下に「、直ちに」を、「結果」の下に「及びすべての同一請求関係市町村の長から同項の規定による報告を受けた日(以下この条において「基準日」という。)」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、「結果を」の下に「、速やかに」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第四条の二に次の二項を加える。

32 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定(罰則を含む。)は、前条第十四項又はこの条第二十一項の規定による投票について準用する。

33 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

第五条第四項中「これを」の下に「公表するとともに、」を加え、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

第六条第二項中「よるものとする。」の下に「第十条第二項を除き、」を加え、同条第三項中「(昭和二十五年法律第百号)」を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

(一部事務組合等に関する特例)

第九条の二 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは

処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第二百九十条又は第二百九十一条の三第二項、第五項及び第六項並びに第二百九十一条の十一並びに第二百九十三条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第十条の見出しを「(地方税に関する特例)」に改め、同条中「三年度」を「五年度」に改め、「限度として」の下に「課税をしないこと又は」を加え、同条に次の一項を加える。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間に行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

第十五条を削り、第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(流域下水道に関する特例)

第十四条 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可を受けた事業計画に係る流域下水道（同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。）により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県（同法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、同項の協議に係る都道府県）及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該市町村の合併が行われた日から移行日（当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日をいう。以下この条において同じ。）までの間、当該事業計画（当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第二十五条の三第四項において準用する同条第一項の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項に規定する都道府県及び合併市町村は、協議により、当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において移行日を変更することができる。

3 第一項に規定する都道府県（下水道法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、当該市町村）は、前二項の規定により移行日を定め、又は変更したときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

第十七条中「規定（」の下に「第十条第二項、」を加える。

第十八条第一項中「又は第四条の二第一項」を「若しくは第四条の二第一項」に改め、「の署名」の下に「又は第四条第十一項若しくは第四条の二第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名」を加え、同条第二項中「又は第四条の二第一項」を「若しくは第四条の二第一項」に改め、「の署名」の下に「若しくは第四条第十一項若しくは第四条の二第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名」を、「の合併協議会の設置の請求」の下に「若しくは選挙人の投票の請求」を加え、同条第三項中「又は第四条の二第一項」を「若しくは第四条の二第一項」に改め、「の請求者の署名」の下に「又は第四条第十一項若しくは第四条の二第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名」を加え、「同条第十三項」を「同条第三十項」に、「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に改め、同条第四項中「又は第四条の二第一項」を「若しくは第四条の二第一項」に改め、「の請求者の署名簿」の下に「又は第四条第十一項若しくは第四条の二第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿」を加え、同条第五項中「又は第四条の二第一項」を「若しくは第四条の二第一項」に改め、「設置の請求」の下に「又は第四条第十一項若しくは第四条の二第十五項の規定による選挙人の投票の請求」を加える。

第十九条第一項中「第四条の二第十三項」を「第四条の二第三十項」に改め、同条第二項中「第四条の二第

十四項」を「第四条の二第三十一項」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第三条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「三分の一」の下に「(その総数が四十万を超える場合に於ては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」を加える。

(化製場等に関する法律の一部改正)

第四条 化製場等に関する法律(昭和三十二年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「都道府県知事が」を「都道府県が条例で」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第五条 クリーニング業法(昭和三十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第六号中「都道府県知事が」を「都道府県が条例で」に改める。

(河川法の一部改正)

第六条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条、第二十九条第二項及び第七十三条中「規則」を「条例」に改める。

第七十四条第一項中「規則」を「条例」に、「統轄する」を「統括する」に改める。

第七十五条第一項及び第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「規則」を「条例」に改める。

第七十七条第一項中「規則」を「条例」に改める。

第七十八条第一項中「規則」を「条例」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九十条第一項中「規則」を「条例」に、「附する」を「付する」に改める。

第百九条中「規則」を「条例」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第七条 湖沼水質保全特別措置法(昭和三十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「都道府県知事が」を「都道府県が条例で」に改め、同条第二項を削る。

第二十条第一項及び第三項中「前条第一項」を「前条」に改める。

第三十一条第一項中「、第十九条第一項(第二十二条において準用する場合を含む。)」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第十二条の規定 公布の日

二 第一条中地方自治法第百条、第百十八条第一項及び第二百五十二条の二十三第二号の改正規定 平成十四年四月一日

三 第四条から第七条まで及び附則第十一条の規定 平成十五年一月一日

(直接請求に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の直近の公職選挙法第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数が四十万を超える普通地方公共団体の選挙管理委員会は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数を、この法律の施行後直ちに告示しなければならない。

(住民監査請求に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十二条及び第二百五十二条の四十三の規定は、施行日以後に行われる同法第二百四十二条第一項の請求について適用し、施行日の前日までに行われた第一条の規定による改正前の地方自治法第二百四十二条の規定による同条第一項の請求については、なお従前の例による。

(住民訴訟に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十二条の二、第二百四十二条の三及び第二百四十三条の二の規定は、施行日以後に提起される同法第二百四十二条の二第一項の訴訟について適用し、施行日の前日までに提起された第一条の規定による改正前の地方自治法第二百四十二条の二の規定による同条第一項の訴訟については、なお従前の例による。

(職員の賠償責任に関する経過措置)

第五条 施行日前の事実に基づき第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十三条の二第三項の規定により地方公共団体の職員の賠償責任に係る賠償を命ずることができる期間については、なお従前の例による。

(合併協議会設置の請求に関する経過措置)

第六条 市町村の選挙管理委員会は、施行日前の直近の公職選挙法第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数の六分の一の数、この法律の施行後直ちに告示しなければならない。

第七条 第二条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律（以下「新合併特例法」という。）第四条の規定は、施行日の前日までに第二条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）第四条第一項の規定により行われた請求であって、同日までに同条第五項の規定により合併請求市町村（同条第二項に規定する合併請求市町村をいう。以下この条において同じ。）の長及び合併対象市町村（旧合併特例法第四条第一項に規定する合併対象市町村をいう。以下この条において同じ。）の長のいずれもが合併協議会設置協議（旧合併特例法第四条第二項に規定する合併協議会設置協議をいう。以下この条において同じ。）について議会に付議していないもの並びに施行日以後に行われる新合併特例法第四条第一項の請求について適用し、施行日の前日までに旧合併特例法第四条第一項の規定により行われた請求であって、同日までに同条第五項の規定により合併請求市町村の長又はいずれかの合併対象市町村の長が合併協議会設置協議について議会に付議したものについては、なお従前の例による。

第八条 新合併特例法第四条の二の規定は、施行日の前日までに旧合併特例法第四条の二第一項の規定により行われた請求であって、同日までに同条第六項の規定により同一請求関係市町村（同条第一項に規定する同一請求関係市町村をいう。以下この条において同じ。）の長のいずれもが合併協議会（旧合併特例法第三条第一項に規定する合併協議会をいう。次条において同じ。）に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議について議会に付議していないもの及び施行日以後に行われる新合併特例法第四条の二第一項の請求について適用し、施行日の前日までに旧合併特例法第四条の二第一項の規定により行われた請求であって、同日までに同条第六項の規定によりいずれかの同一請求関係市町村の長が当該協議について議会に付議したものについては、なお従前の例による。

(市町村の合併に関する協議の状況の通知及び公表に関する経過措置)

第九条 施行日の前日までに旧合併特例法第四条第八項又は第四条の二第十項の規定により置かれた合併協議会は、施行日から六月以内に、新合併特例法第三条第一項に規定する市町村建設計画の作成その他市町村の合併（新合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。次条において同じ。）に関する協議の状況を、旧合併特例法第四条第一項又は第四条の二第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(地方税に関する特例に関する経過措置)

第十条 新合併特例法第十条の規定は、施行日以後に行われる市町村の合併について適用し、施行日の前日までに行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(地方公営企業法の一部改正)

第十三条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「同条第四項」を「同条第八項」に、「きき」を「聴き」に、「同条第六項」を「同条第十項」に、「同条第七項」を「同条第十二項」に改める。

地方自治法の一部を改正する法律

法律第八十一号（平一五・六・一三）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八條を次のように改める。

第五十八條 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第八十條の五第四項中「当つては」を「当たつては」に改め、「第二項若しくは第六項又は第七項」を削り、「局部若しくは分課又は部課の組織」を「内部組織」に改める。

第九十九條第七項中「委託し」を「行わせ」に改める。

第二百四十四條第二項中「普通地方公共団体」の下に「（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）」を加える。

第二百四十四條の二第三項中「その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託する」を「法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四條の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせる」に改める。

第二百四十四條の二第六項中「、委託に係る」を「、指定管理者の管理する」に、「管理受託者」を「指定管理者」に、「当該委託に係る」を「当該管理の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「管理受託者（前項の規定に基づき公の施設の管理の委託を受けたものをいう。以下本条において同じ。）に当該」を「指定管理者にその管理する」に、「当該管理受託者」を「当該指定管理者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

第二百四十四條の二に次の一項を加える。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二百四十四條の四第三項中「の機関」の下に「（指定管理者を含む。）」を加える。

第二百五十二條の三十七第四項及び第二百五十二條の四十二第一項中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百四十四條の二第三項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第二百四十四條の二第三項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

（土地収用法の一部改正）

第三条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「局部」を「内部組織」に改める。

（国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第四条 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の見出し中「委託する」を「行わせる」に改め、同条中「の規定により委託し」を「に規定する指定管理者に管理を行わせ」に、「当該管理を委託される者に当該委託」を「当該指定管理者に当該管理の業務」に改める。

地方自治法の一部を改正する法律

法律第五十七号（平成一六・五・二六）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中「第七款 附属機関」を「第七款 附属機関

第四節 地域自治区」に改める。

第六条第二項中「境界の変更」を「設置又は境界の変更」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 前条第一項の規定によるほか、二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一の都道府県の区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

前項の申請については、関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

第一項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第七条第三項中「境界にわたる」の下に「市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は」を加え、「基き」を「基づき」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同条第五項中「、第三項及び前項」を「及び前三項」に改め、同条第六項中「第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第七項中「又は第三項」を「、第三項又は第四項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。

第七条の二第三項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第八条第三項中「第五項乃至第七項」を「第六項から第八項まで」に改める。

第九条第七項中「第六項」を「第七項」に改める。

第九条の三第六項中「第七条第六項及び第七項」を「第七条第七項及び第八項」に改める。

第九十条に次の五項を加える。

第六条の二第一項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができる。

第六条の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県（以下本条において「設置関係都道府県」という。）は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めなければならない。

前項の規定により新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該都道府県の条例により定められたものとみなす。

第六項の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第九十一条第七項中「第七条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第一百零二条第二項中「四回以内において」を削る。

第一百六十八条第二項ただし書中「但し、町村」を「ただし、政令で定める市及び町村」に、「町村長」を「市町村長」に改める。

第一百八十条の七中「若しくは出張所」の下に「、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二編第七章に次の一節を加える。

第四節 地域自治区

（地域自治区の設置）

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。

4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第一百七十五条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

(地域協議会の設置及び構成員)

第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第二百三条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

(地域協議会の会長及び副会長)

第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

第二百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かななければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勧案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第二百二条の八 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

第二百二条の九 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百三十二条の四第一項中「普通地方公共団体の長の」の下に「政令で定めるところによる」を加える。

第二百三十四条の三中「不動産を借りる契約」の下に「その他政令で定める契約」を加える。

第二百五十二条の十七の二に次の二項を加える。

3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

第二百五十二条の二十第六項中「前五項」を「前各項」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。

7 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。

8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。

9 第六項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。

第二百五十二条の二十六の二及び第二百五十二条の二十六の七中「第七条第一項」の下に「又は第三項」を、「届出」の下に「又は申請」を加える。

第二百五十五条中「除く外」を「除くほか」に改め、「第二項」の下に「、第六条の二第一項」を加える。

第二百五十九条第四項中「第一項乃至第三項」を「第一項から第三項まで」に、「第七条第七項」を「第七条第八項」に改める。

第二百八十一条の五中「又は第三項及び第六項」を「又は第三項及び第七項」に、「第七条第六項及び第七項」を「第七条第七項及び第八項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七条、第七条の二第三項、第八条第三項、第九条第七項及び第九条の三第六項の改正規定、第九十条に五項を加える改正規定、第九十一条第七項、第二百五十二条の二十六の二、第二百五十二条の二十六の七、第二百五十五条、第二百五十九条第四項及び第二百八十一条の五の改正規定並びに次条から附則第八条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

(漁業法の一部改正)

第二条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第三十三条第一項、第二項、第四項及び第五項」を「第三十三条」に改め、「一般選挙」の下に「、第百十七条（設置選挙）」を加え、同項の表第二十五条第四項の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------|------------------------------|----------------|
| 第三十三条第三項 | 地方自治法第六条の二第四項又は 第七条第七項の告示 | 漁業法第八十四条第二項の公示 |
|----------|------------------------------|----------------|

第九十四条第二項を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

6 地方自治法第六条の二第一項の規定による都道府県の廃置分合があつても、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。

第十四条に次の一項を加える。

2 地方自治法第六条の二第一項の規定による都道府県の廃置分合があつても、参議院（選挙区選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、なお従前の例による。

第十五条の二第三項中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第三十三条第三項中「市町村」を「地方公共団体」に、「因る」を「よる」に、「第七条第六項」を「第六条の二第四項又は第七条第七項」に改める。

第百十一条第三項中「地方自治法」の下に「第九十条第五項又は」を加え、「市町村の議会」を「地方公共団体の議会」に、「当該市町村」を「当該都道府県又は市町村」に改める。

第百十三条第二項中「当該」の下に「都道府県又は」を加える。

第百十七条中「市町村が」を「地方公共団体が」に改め、「おいては、」の下に「都道府県又は」を加え、「当該市町村」を「当該地方公共団体」に改める。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項中「市町村の」の下に「設置又は」を加える。

第八条の五中「境界の変更」を「設置若しくは境界の変更」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第五条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表第三十三条第三項の項中「第七条第六項」を「第六条の二第四項又は第七条第七項」に、「市町村」を「地方公共団体」に改め、同表第百十七条の項中「市町村」を「地方公共団体」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第六条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のよ

うに改正する。

第二十九条中「境界の変更」を「設置又は境界の変更」に改める。

(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正)

第七条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条第六項」を「第六条の二第四項又は第七条第七項」に、「市町村」を「地方公共団体」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の項中「第九十四条第一項」を「第九十四条」に改める。

地方自治法の一部を改正する法律

法律第五十三号（平一八・六・七）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第八十六条第一項中「助役、出納長若しくは収入役」を「副市町村長」に改める。

第八十八条第一項中「若しくは助役又は出納長若しくは収入役」を「又は副市町村長」に改める。

第九十六条第一項第四号中「基く」を「基づく」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同項第七号中「財産」を「不動産」に改め、同項第九号中「負担付き」を「負担付き」に改め、同項第十二号中「本号」を「この号」に、「斡旋」を「あつせん」に改め、同項第十四号中「総合調整」を「総合調整」に改める。

第二編第六章第二節中第百条の次に次の一条を加える。

第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

第百一条第一項後段を削り、同条第二項ただし書中「但し、急施」を「ただし、緊急」に改め、同条第一項の次に次の三項を加える。

議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

第百二条第四項中「予め」を「あらかじめ」に改め、同条第五項中「急施」を「緊急」に改める。

第百九条第二項中「それぞれ一箇」を「少なくとも一」に、「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

第百九条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員を選任することができる。

第百九条の二第四項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第五項から第九項まで」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。

第百十条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「第百九条第四項及び第五項」を「第百九条第五項から第八項まで」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、特別委員を選任することができる。

第百二十一条中「者は、」の下に「議会の審議に必要な」を加える。

第百二十三条第一項中「をして会議録を調製し、」を「に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二百三十四条第五項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに」に改め、「記載させ」の下に「、又は記録させ」を加え、同条第二項中「会議録には」を「会議録が書面をもつて作成されているときは」に改め、「議員が」の下に「これに」を加え、同条第三項中「会議録の写」を「会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

第百三十条第三項中「除く外」を「除くほか」に、「傍聴人の取締」を「会議の傍聴」に改める。

第三百三十八条第四項ただし書及び第六項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「、議長の命を受け議会の庶務を掌理する」を「議会の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する」に改め、同条第八項を削る。

第二百五十二条第一項中「助役」を「副市町村長」に、「予め」を「あらかじめ」に、「その定」を「その定め」に改め、同条第二項中「助役」を「副市町村長」に改め、「ときは、」の下に「その補助機関である職員のうちから」を加え、「吏員」を「職員」に改め、同条第三項中「ときは、」の下に「その補助機関である職員のうちから」を加え、「事務吏員」を「職員」に改める。

第二百五十三条第一項中「当該普通地方公共団体の吏員」を「その補助機関である職員」に、「これをして」を「これに」に改める。

第二百五十四条中「たる職員」を「である職員」に改める。

第五十九条第一項中「事務引継」を「事務の引継ぎ」に改める。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

第六十二条中「助役」を「副市町村長」に改める。

第六十三条中「助役」を「副市町村長」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第六十四条中「助役」を「副市町村長」に改める。

第六十五条第一項中「助役」を「副市町村長」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「除く外」を「除くほか」に、「助役」を「副市町村長」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第六十六条中「助役」を「副市町村長」に改める。

第六十七条中「助役」を「副市町村長」に改め、「補佐し」の下に「、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり」を加え、「たる職員」を「である職員」に改め、同条に次の二項を加える。

前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第五十三条第一項の規定により委任を受け、その事務を執行する。

前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。

会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる。

第六十九条第一項中「助役」を「副市町村長」に、「出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役」を「会計管理者」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第七十条第一項中「出納長及び収入役」を「会計管理者」に改め、同条第三項を次のように改める。

普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。

第七十条第四項から第六項までを削る。

第七十一条第一項中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「は吏員のうちから、」を削り、「吏員その他の職員」を「、普通地方公共団体の長の補助機関である職員」に改め、同条第三項中「出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役」を「会計管理者」に改め、同条第四項中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第七十一条第六項中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に改め、同条第五項を削る。

第七十二条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「身分取扱」を「身分取扱い」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

第七十五条第一項中「事務吏員を以てこれに」を「当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて」に改め、同条第二項中「吏員その他の」を削る。

第七十九條第一項中「第十三條但書」を「第十三條ただし書」に、「議會を招集する暇がない」を「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議會を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

第八十條の三中「吏員その他の職員」を「その補助機関である職員」に改める。

第八十條の七中「たる職員」を「である職員」に改める。

第八十條の九第二項中「、事務吏員、技術吏員」を削る。

第九十五條第二項中「市にあつては条例の定めるところにより三人又は二人とし、」を「市及び」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例でその定数を増加することができる。

第九十六條第一項中「本款」を「この款」に、「監査委員の定数が四人のときは」を「都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては」に、「三人以内のときは」を「その他の市及び町村にあつては」に改め、同条第二項中「、三人である普通地方公共団体にあつては少なくともその二人以上は、二人である普通地方公共団体にあつては少なくともその一人」を「二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数」に改める。

第九十八條の二第一項中「助役」を「副市町村長」に改める。

第九十九條の三第一項及び第四項中「四人又は三人」を「三人以上」に改める。

第二百二條の四第三項中「事務吏員」を「当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員」に改める。

第二百七條中「第九條第五項、第九條の二第四項及び第十條第四項」を「第九條第六項（第九條の二第五項及び第十條第五項において準用する場合を含む。）」に、「第九條第四項、第九條の二第四項及び第十條第四項」を「第九條第五項（第九條の二第五項及び第十條第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二二十五條中「第二百三十八條の四第四項」を「第二百三十八條の四第七項」に改める。

第二百三十一條の二第三項中「これを」を削り、同条第四項中「呈示期間」を「提示期間」に、「呈示し」を「提示し」に改め、「これを」を削り、同条に次の二項を加える。

6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

7 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

第二百三十二條の四中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に改める。

第二百三十二條の六第一項ただし書中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に改め、同条第二項中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に、「呈示」を「提示」に改める。

第二百三十三條第一項中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に改める。

第二百三十四條第三項中「本条」を「この条」に改め、同条第五項中「（電子的方式、磁气的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本項において同じ。）」を削る。

第二百三十七條第三項中「、議会の議決によるとき」を「議会の議決によるとき又は同条第三項の規定の適用がある場合」に改める。

第二百三十八條第一項第八号中「不動産」を「財産」に改める。

第二百三十八條の二第二項中「第二百三十八條の四第二項」の下に「若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を、「地上権」の下に「若しくは地役権」を加え、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第二百三十八條の四第一項中「次項」を「次項から第四項まで」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着

する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

第二百三十八条の四第六項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。

第二百三十八条の五第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 普通財産のうち国債その他の政令で定める有価証券（以下この項において「国債等」という。）は、当該普通地方公共団体を受益者として、指定金融機関その他の確実な金融機関に国債等をその価額に相当する担保の提供を受けて貸し付ける方法により当該国債等を運用することを信託の目的とする場合に限り、信託することができる。

第二百四十三条の二第一項中「出納長若しくは収入役」を「会計管理者」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第二百五十二条の四第二項第三号中「身分の取扱い」を「身分取扱い」に改める。

第二百五十二条の七第一項中「吏員、書記その他の」を削る。

第二百五十二条の八中「本条中」を「この条において」に改め、同条第四号中「身分の取扱い」を「身分取扱い」に改める。

第二百五十二条の十一第一項中「本条中」を「この条において」に、「吏員その他の職員」を「長の補助機関である職員」に、「掌る」を「つかさどる」に改める。

第二百五十二条の十三の見出し中「吏員等」を「職員等」に改め、同条中「吏員その他の」を削る。

第二百五十二条の十七第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委

員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

第二百五十二条の十七第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第二百五十二条の十七第四項中「前項」を「第二項」に改める。

第二百五十二条の二十第三項中「事務吏員を以つてこれに」を「当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて」に改める。

第二百五十二条の二十二第一項中「中核市（次条に掲げる要件を備えた市であつて政令で指定するものをいう。以下同じ。）」を「政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）」に改める。

第二百五十二条の二十三を次のように改める。

第二百五十二条の二十三 削除

第二百五十二条の二十八第三項第十号中「助役、出納長若しくは収入役、副出納長若しくは副収入役」を「副市町村長、会計管理者」に改める。

第二百五十六条中「基く」を「基づく」に、「助役、出納長、収入役」を「副市町村長」に改める。

第二百六十三条の三に次の一項を加える。

各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

第三百四条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第九項中「助役」を「副市町村長」に改める。

第三百六条中「たる職員」を「である職員」に改める。

第三百十四条第一項中「第二百三十一条の二第三項から第五項まで」を「第二百三十一条の二第三項から第七項まで」に改める。

附則第五条第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「都道府県の吏員」を「都道府県知事の補助機関である職員」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「都道府県の吏員」を「都道府県知事の補助機関である職員」に改める。

附則第九条中「除く外」を「除くほか」に、「たる職員」を「である職員」に改める。

附則第十三条中「除く外、各々」を「除くほか、それぞれ」に、「吏員」を「都道府県知事若しくは特別区の区長の補助機関である職員」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十五条第二項、第九十六条第一項及び第二項、第九十九条の三第一項及び第四項、第二百五十二条の十七、第二百五十二条の二十二第一項並びに第二百五十二条の二十三の改正規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十条まで及び第五十条の規定 公布の日

二 第九十六条第一項の改正規定、第百条の次に一条を加える改正規定並びに第百一条、第百二条第四項及び第五項、第九十九条、第九十九条の二、第百十条、第百二十一条、第二百三十三条、第三百十条第三項、第三百八十八条、第七百七十九条第一項、第二百七条、第二百二十五条、第二百三十一条の二、第二百三十四条第三項及び第五項、第二百三十七条第三項、第二百三十八条第一項、第二百三十八条の二第二項、第二百三十八条の四、第二百三十八条の五、第二百六十三条の三並びに第三百十四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条及び第三十二条の規定、附則第三十七条中地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条第三項の改正規定、附則第四十七条中旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（助役に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に助役である者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、この法

律による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第百六十二条の規定により、副市町村長として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新法第百六十三条の規定にかかわらず、施行日におけるこの法律による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第百六十二条の規定により選任された助役としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（出納長及び収入役に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に在職する出納長及び収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

2 前項の場合においては、新法第百六十八条、第百七十条及び第百七十一条の規定は適用せず、旧法第十三条、第八十六条、第八十八条、第百六十八条から第百七十一条まで、第二百三十二条の四、第二百三十二条の六、第二百三十三条、第二百四十三条の二、第二百五十二条の二十八及び第二百五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第百六十八条第五項中「事務吏員」とあり、並びに旧法第百七十条第五項及び第六項中「吏員」とあるのは「普通地方公共団体の長の補助機関である職員」と、旧法第百六十九条第一項中「助役」とあるのは「副市町村長」と、旧法第百七十一条第二項中「出納員は吏員のうちから、その他の会計職員は吏員その他の職員」とあるのは「出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員」とする。

第四条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間に、出納長若しくは収入役の任期が満了する場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合においては、地方自治法第百六十八条第七項において準用する同法第百六十二条の規定にかかわらず、普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役を選任しないことができる。この場合においては、副出納長若しくは副収入役又は同法第百七十条第五項に規定する吏員が出納長又は収入役の職務を代理するものとする。

（事務の引継ぎに関する経過措置）

第五条 出納長及び収入役（前条後段の規定により出納長又は収入役の職務を代理する副出納長若しくは副収入役又は吏員を含む。）から会計管理者への事務の引継ぎに関する事項は、政令で定める。

2 前項の政令には、正当の理由がなくて事務の引継ぎを拒んだ者に対し、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

（監査委員の定数を定める条例に関する経過措置）

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際、現に旧法第百九十五条第二項の規定に基づいて制定されている監査委員の定数を三人と定める条例は、新法第百九十五条第二項ただし書の規定に基づいて制定されたものとみなす。

（賠償責任に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前の事実並びに附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合及び同条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、なお従前の例による。

（各大臣が講ずる措置に関する経過措置）

第八条 各大臣（地方自治法第二百四十五条の四第一項に規定する各大臣をいう。以下この条において同じ。）は、その担任する事務に関し新法第二百六十三条の三第五項に規定する施策（次項において「施策」という。）の立案をしようとするときは、第二百六十三条の三の改正規定の施行前においても、新法第二百六十三条の三第五項の規定の例によることができる。この場合において、同項の規定の例により講じた措置は、同項の規定の適用については、各大臣が同項の規定により講じたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合を除き、各大臣が第二百六十三条の三の改正規定の施行の日から三十日以内に立案をする施策については、新法第二百六十三条の三第五項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（砂防法の一部改正）

第十一条 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「吏員」を「其ノ補助機関タル職員」に改める。

(国税犯則取締法の一部改正)

第十二条 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「市町村吏員」を「市町村長ノ補助機関タル職員」に改める。

(水害予防組合法の一部改正)

第十三条 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第十号中「組合吏員」を「組合ノ職員」に改める。

第二十四条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

第三十三条第一項ただし書中「都道府県吏員」を「当該都道府県ノ職員」に改める。

第三十四条第一項中「ハ都道府県吏員」を「ハ都道府県ノ職員」に、「都道府県吏員ヲシテ」を「当該都道府県ノ職員ヲシテ」に、「市町村収入役」を「市町村ノ会計管理者」に改め、同条第二項及び第三項中「吏員」を「職員」に改める。

第三十六条第一項中「有給吏員」を「常勤職員」に改め、同条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

第三十八条中「組合吏員」を「組合ノ職員」に改める。

第四十三条中「吏員」を「職員」に改める。

第四十四条第一項中「都道府県吏員」を「都道府県ノ職員」に、「市町村収入役」を「市町村ノ会計管理者」に改め、同条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

第六十七条、第六十九条第二項、第七十六条第二項並びに第八十一条第一項及び第二項中「吏員」を「職員」に改める。

第八十二条中「組合吏員」を「組合ノ職員」に改める。

(水害予防組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の水害予防組合法第三十四条第一項又は第四十四条第一項の規定の適用については、附則第三条第一項の規定により収入役として在職するものとされた者は、同法第三十四条第一項又は第四十四条第一項に規定する会計管理者とみなす。

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第十五条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「吏員」を「職員」に改め、同条第二項中「吏員」を「普通地方公共団体ノ長ノ補助機関タル職員」に改める。

(物価統制令の一部改正)

第十六条 物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「当該官吏又ハ吏員」を「当該職員」に改める。

第三十八条中「当該官吏若ハ吏員」を「当該職員」に改める。

(統計法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「吏員」を「職員」に改める。

一 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十条第四項

二 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十八条第一項

三 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第九条

四 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)第二条第一項第十一号

五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四条第六項、第五条の三第一項、第七条第四項、第九条の二、第十二条第六項、第十三条第一項及び第七十七条の六十五

六 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十七条の二

七 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十六条第四項及び第五項

八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)第十三条第三項及び第十四条第二項

九 物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第十一条第一項及び第三十一条第一項第六号

十 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第五条第二項

十一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第二項

十二 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十四条の二及び第二十五条第二項

十三 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)第千三百二十一条第一号及び第三号

十四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第九条第二項（災害救助法の一部改正）

第十八条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第一項、第二項及び第四項中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十七条第一項、第二項及び第四項中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第四十七条中「当該官吏若しくは吏員」を「当該職員」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第十九条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項及び第十三条第二項中「事務吏員又は技術吏員」を「都道府県知事の補助機関である職員」に改める。

第二十九条及び第六十二条第五号中「吏員」を「職員」に改める。

（食品衛生法の一部改正）

第二十条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項及び第二項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第三十条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に、「官吏又は当該都道府県等の吏員」を「その職員」に改める。

第五十四条及び第七十五条第一号中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

（墓地、埋葬等に関する法律等の一部改正）

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

一 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第十八条及び第二十一条第二号

二 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第五条及び第九条

三 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第六条及び第九条

四 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第六条及び第十一条第二号

五 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第十条第一項及び第十六条

六 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十二第一項から第三項まで及び第二十三条の二第二号

七 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二十七条第一項及び第二項並びに第三十二条第四号

八 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十四条第三項及び第四項

（地方財政法の一部改正）

第二十二条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第五項ただし書中「議会を招集する暇がない」を「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第二十三条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）」を削り、「義務教育諸学校標準法第十七条第二項」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項」に改める。

第二条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（旅館業法の一部改正）

第二十四条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「当該官吏又は吏員」を「当該職員」に改める。

第七条及び第十一条第二号中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

（検察審査会法の一部改正）

第二十五条 検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「吏員」を「長の補助機関である職員」に改める。

（消防法の一部改正）

第二十六条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の六第二項中「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

（学校施設の確保に関する政令の一部改正）

第二十七条 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「官吏又は吏員若しくは」を「普通地方公共団体の長の補助機関である職員又は」に改める。

（土地改良法及び家畜改良増殖法の一部改正）

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「技術吏員」を「職員」に改める。

一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七条第五項及び第四十七条第一項

二 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十三条第四項

（漁業法の一部改正）

第二十九条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第三項中「官吏及び吏員」を「地方公共団体の職員」に改める。

第百三十四条第一項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に、「又は事務所」を「若しくは事務所」に改め、同条第二項及び第三項中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第百四十一条第四号及び第五号中「当該官吏吏員」を「当該職員」に改める。

（身体障害者福祉法等の一部改正）

第三十条 次に掲げる法律の規定中「事務吏員又は技術吏員」を「都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員」に改める。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項

三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条

（生活保護法の一部改正）

第三十一条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「官吏又は吏員」を「職員」に改める。

第二十八条第一項及び第二項、第四十四条第一項並びに第四十七条第四項中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第五十四条第一項及び第八十六条第一項中「当該官吏若しくは当該吏員」を「当該職員」に改める。

（港湾法等の一部改正）

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「第二百三十八条の五第三項から第五項まで」を「第二百三十八条の五第四項から第六項まで」に改める。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第八項及び第五十五条第六項

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十一条の二第十二項

三 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十一条第三項

（地方税法の一部改正）

第三十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「道府県吏員」を「道府県職員」に、「市町村吏員」を「市町村職員」に改め、同条第二項中「道府県吏員」を「道府県職員」に、「都吏員」を「都職員」に、「市町村吏員」を「市町村職員」に、「特別区吏員」を「特別区職員」に改める。

第四十六条第四項及び第五項、第六十三条第一項、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十九、第七十二条の九十四第一項、第七十二条の百十二第二項、第七十三条の二十三、第七十四条の十九第一項、第三百二十五条、第三百五十四条の二、第四百七十九条、第六百五条、第七百条の二十九の二、第七百一条の五十五並びに附則第九条の十三第二項中「吏員」を「職員」に改める。

（公務員等の懲戒免除等に関する法律の一部改正）

第三十四条 公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和二十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「出納長、収入役等」を「会計管理者等」に改め、同条中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に、「若しくは」を「又は」に改める。

（公務員等の懲戒免除等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 この法律の施行前に出納長又は収入役であった者及び附則第三条第一項の規定により出納長又は収

入役として在職するものとされた者の賠償責任については、前条の規定による改正前の公務員等の懲戒免除等に関する法律第五条の規定は、なおその効力を有する。

(主要農作物種子法の一部改正)

第三十六条 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「当該技術吏員」を「当該職員」に改め、同条第七項中「当該技術吏員」を「当該職員」に、「証票」を「証票」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第三十七条 地方公営企業法の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第三十四条の二中「行なう」を「行う」に改め、同条ただし書中「出納長又は収入役」を「会計管理者」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 前条の規定による改正後の地方公営企業法第三十四条の二の規定の適用については、附則第三条第一項の規定により出納長又は収入役として在職するものとされた者は、同法第三十四条の二に規定する会計管理者とみなす。

(警察法の一部改正)

第三十九条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「、事務吏員、技術吏員」を削る。

第七十七条第一項第三号を次のように改める。

三 その他の職員

(警察法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 この法律の施行前の地方警察職員については、前条の規定による改正後の警察法第七十七条第一項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第四十一条 次に掲げる法律の規定中「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。)」を削る。

一 公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百十七号)本則

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二条第一項

(地すべり等防止法の一部改正)

第四十二条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「命を受けた吏員」を「命じた職員」に、「その委任を受けた」を「委任した」に改める。

第二十二条第一項中「吏員」を「命じた職員」に改める。

第二十五条中「命を受けた吏員」を「命じた職員」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第四十三条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。)」を削る。

(国税徴収法の一部改正)

第四十四条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第百四十四条中「市町村の吏員」を「市町村長の補助機関である職員」に改める。

(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正)

第四十五条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「都道府県の吏員」を「都道府県知事の補助機関である職員」に改め、同条第二項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第四十六条 旧市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第五条の六第十三項中「助役」を「副市町村長」に改める。

第四十七条 旧市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第五条の十五第三項及び第六項中「助役」を「副市町村長」に改める。

第五条の二十九中「第二百三十一条の二第三項から第五項まで」を「第二百三十一条の二第三項から第七項まで」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第四十八条 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「及び第百六十八条第七項」を削る。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十九条 附則第三条第一項の規定により出納長又は収入役として在職するものとされた者が土地開発公社の役員となる場合については、なお従前の例による。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五十条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第一項」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「地方公共団体の長又は委員会若しくは委員及び」と、「普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員」とあるのは「特定地方独立行政法人の理事長」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第一項」と、「求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき」とあるのは「求めようとするとき」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第一項」と、「普通地方公共団体」とあるのは「特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

第九十一条第四項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第三項」と、「派遣を受けた普通地方公共団体」とあるのは「派遣を受けた特定地方独立行政法人」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「特定地方独立行政法人の理事長及び」と、「又は委員会若しくは委員」とあるのは「若しくは委員会若しくは委員又は他の特定地方独立行政法人の理事長」と、「普通地方公共団体が」とあるのは「特定地方独立行政法人が」と、同条第三項中「第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第三項の規定による」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第三項」と、「普通地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

(市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正)

第五十一条 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条第十三項並びに第三十三条第三項及び第六項中「助役」を「副市町村長」に改める。

第四十七条中「第二百三十一条の二第三項から第五項まで」を「第二百三十一条の二第三項から第七項まで」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第五十二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第四項第一号及び第四十条第四項第四号中「助役」を「副市町村長」に改める。

第百十三条第五項中「吏員」を「職員」に改める。

地方自治法の一部を改正する法律

法律第六十九号（平二〇・六・一八）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百条第十一項の次に次の一項を加える。

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

第二百二条の五第五項中「第二百三条第一項」を「第二百三条の二第一項」に改める。

第二百三条第一項中「議会の議員、」を削り、同条第二項中「の中議会の議員以外の者」を削り、「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同条第三項中「者」を「職員」に改め、同条第五項中「費用弁償及び期末手当」を「及び費用弁償」に改め、同条第四項を削り、同条を第二百三条の二とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条の二中「基く」を「基づく」に、「基かず」を「基づかず」に、「第二百三条第一項」を「その議会の議員、第二百三条の二第一項」に改める。

第二百六条第一項中「、第二百四条」を「から第二百四条まで」に改める。

第三百四条第十項中「第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第二百三条の二及び」に、「第二百三条第二項及び第五項」を「第二百三条の二第二項及び第四項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正等）

第二条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条の二中「報酬額」を「議員報酬額（地方自治法第二百三条に規定する議員報酬の額をいう。）」に改める。

第百六十四条の二第一項中「報酬」を「議員報酬（以下「議員報酬」という。）」に改め、「期末手当」の下に「並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償」を加える。

第百六十六条第二項中「地方議会議員の報酬（地方自治法第二百三条に規定する報酬をいう。以下同じ。）」を「地方議会議員の議員報酬」に、「その報酬」を「その議員報酬」に、「議会の議員の報酬」を「議会の議員の議員報酬」に改め、同条第三項中「第二百三条第四項」を「第二百三条第三項」に改め、同条第六項及び第七項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第百七十条の二中「報酬」を「議員報酬」に改める。

2 前項の規定による地方公務員等共済組合法の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正）

第三条 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「新法第百六十六条第二項」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二項」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第二百二十四条第一項中「新共済法第百六十六条第二項」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二項」に改める。

（市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正）

第五条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第六項中「第二百三条第一項」を「第二百三条の二第一項」に改め、同条第七項中「第二百三条

第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第二百三条の二及び」に、「同法第二百三条第一項」を「同法第二百三条の二第一項」に、「第五項中」を「第四項中」に改める。

第五十四条第一項中「第二百三条第二項及び第五項」を「第二百三条の二第二項及び第四項」に改める。

(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第六条 旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項及び第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第五条の十八第六項中「第二百三条第一項」を「第二百三条の二第一項」に改め、同条第七項中「第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第二百三条の二及び」に、「同法第二百三条第一項」を「同法第二百三条の二第一項」に、「第五項中」を「第四項中」に改める。

第五条の三十六第一項中「第二百三条第二項及び第五項」を「第二百三条の二第二項及び第四項」に改める。

